



消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

相談は
こちらへ...

役場消費生活相談窓口(町民課内)
TEL 0796・36・1941 (直通)
たじま消費者ホットライン
TEL 0796・23・1999
※相談無料で秘密は厳守!!

会員になると儲かる!? マルチ商法にご用心!

【事例】

知人から化粧品を勧められた際に「いい話を聞かせてあげる」と言われ、話を聞いてみると「会員になって他の人にも商品を勧めればその利益がもらえる」とのこと。

おいしい話だと思い、化粧品を購入した上で入会。しかし、他人に勧めても要らないと断られ、在庫の化粧品代も請求されている。解約できないのか。

【ひとことアドバイス】

- ◇商品やサービスを契約した上で、自らが買い手を探して次々に販売組織に加入させ、ピラミッド式に被害が拡大する「マルチ商法」です。
- ◇販売組織に加入しても販売効果を上げられずに自らが借金を背負ってしまう一方、他人を勧誘して販売することで加害者にもなってしまいうなど、多くの問題を含んでいます。
- ◇支払いのために消費者金融を利用させるケースもあり、多重債務に繋がる危険性があります。
- ◇マルチ商法は、契約後20日以内ならクーリングオフができます。また、中途解約も可能です。
- ◇知人に誘われても、必要ない場合はきっぱりと断りましょう。また、他人を勧誘することで人間関係を壊す恐れがあることを理解しましょう。